金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社インデックス
２．住所　東京都調布市国領町８－２－９
３．代表者の氏名　代表取締役　白石　良二
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第564号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年７月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年１月８日
関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　グローバル・インベストメント・アドバイザーズ株式会社
２．住所　東京都中央区日本橋茅場町１－２－12
３．代表者の氏名　代表取締役　髙橋　良和
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,300,000円（額面）
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第703号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年７月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年１月８日
関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社新日本経済投資顧問
２．住所　東京都江東区住吉１―12―12シャトースミヨシ502号（旧住所：東京都中央区日本橋箱崎町16―１号東益ビル２階）
３．代表者の氏名　代表取締役　大村　健二（旧代表者の氏名：山岡　永知）
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第793号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年７月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年１月８日
関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　実用ライフサポート有限会社
２．住所　東京都文京区大塚１－１―15東谷ビル
３．代表者の氏名　代表取締役　中村　哲也
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2001号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年７月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年１月８日
関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アイティスタイルコンサルティング株式会社
２．住所　東京都品川区大崎２－９－２大崎ウエストシティタワーズW3407
３．代表者の氏名　代表取締役　稲葉　武志
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2201号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年７月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年１月８日
関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＰＱ
２．住所　東京都品川区北品川５―17―６
３．代表者の氏名　代表取締役社長　日暮　太一
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2468号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年７月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年１月８日
関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ＥＤＧＥＢＥＬＬ　ＣＡＰＩＴＡＬ株式会社
２．住所　東京都港区赤坂１―12―32
３．代表者の氏名　代表取締役　鈴木　一穂
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2489号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年７月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成25年１月８日
関東財務局長　菅野　良三

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年１月８日
麹町税務署長　中山　茂郎
届出した者　ナノハナ・ファンディング・コーポレーション
事務所等の名称　ナノハナ・ファンディング・コーポレーション
事務所等の所在地　東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
責任者の氏名　内山隆太郎
証明書の有効期限　平成27年１月22日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第６５０号
滋賀県長浜市内保町1347番地１
申立人　辻井　雅治
本籍滋賀県長浜市川道町2555番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所滋賀県長浜市、死亡年月日平成23年12月２日、出生の場所滋賀県東浅井郡びわ町、出生年月日大正15年５月29日、職業不詳
被相続人　亡　髙野　由雄
滋賀県長浜市高田町９―17　第20森野ビル201湖北法律事務所
相続財産管理人　弁護士　湯**坐**麻里子
大津家庭裁判所長浜支部